



国立大学法人長崎大学と V・ファーレン長崎 との包括連携に関する協定書



国立大学法人長崎大学と V・ファーレン長崎（以下「両者」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、地域社会の振興と発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

なお、ここにいる V・ファーレン長崎とは、株式会社 V・ファーレン長崎及び一般社団法人 V.V.NAGASAKI スポーツクラブを指す。

（目的）

第1条 本協定は、両者が有する施設や機能等の効果的な活用を図りながら、相互に連携・協力し、スポーツや文化活動を通じて地域社会の振興と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) スポーツや文化活動を通じた地域社会の活性化に向けた取組みに関すること
- (2) 人材の交流や施設の利用等に関すること
- (3) 情報の発信・交換及び拡大に関すること
- (4) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携の推進）

第3条 前条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため、両者は連絡調整のために必要な担当部署を定めるとともに、本協定の効果が上がるように継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務をあることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発行し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義への対応）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上、解決を図るものとする。

両者は、この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、各自1通を保有する。

2016年12月15日

国立大学法人長崎大学長

片峰 茂

一般社団法人 V.V.NAGASAKI スポーツクラブ代表理事

服部 順一